

鴻巣市介護予防訪問介護相当サービス事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号ア（ア）に規定する鴻巣市介護予防訪問介護相当サービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （訪問介護相当サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略 （訪問介護員等の員数）</p> <p>第4条 訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</u>第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該訪問介護相当サービス事業所の従業者の勤務延時間数を当該訪問介護相当サー</p>	<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条・第42条） （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号ア（ア）に規定する鴻巣市介護予防訪問介護相当サービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （訪問介護相当サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>5 略 （訪問介護員等の員数）</p> <p>第4条 訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該訪問介護相当サービス事業所の従業者の勤務延時間数を当該訪問介護相当サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で</p>

ビス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、2.5以上とする。

2～6 略

(利用料等の受領)

第19条 訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による第1号事業支給費の支給(以下「法定代理受領」という。)に該当する訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(当該額が現に当該訪問介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該訪問介護相当サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。)から当該訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 略

2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

除することにより、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、2.5以上とする。

2～6 略

(利用料等の受領)

第19条 訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定による第1号事業支給費の支給(以下「法定代理受領」という。)に該当する訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条の規定により算出した訪問介護相当サービスに要する費用の額(当該額が現に当該訪問介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該訪問介護相当サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。)から当該訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 略

2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの告示の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、<sup>くう</sup>口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活  
の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(8) 略

(運営規程)

第25条 訪問介護相当サービス事業者は、その訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2及び3 略

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

(9) 略

(運営規程)

第25条 訪問介護相当サービス事業者は、その訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2及び3 略

4 訪問介護相当サービス事業者は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 略

2 略

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じ

(掲示)  
第29条 略

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)  
第32条 略

なければならない。

- (1) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)  
第29条 略

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)  
第32条 略

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際し、介護予防支援事業者の従業者等又は居宅要支援被保険者等（法115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(虐待の防止)

第34条の2 訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(地域との連携)

第36条 略

(その他)

第41条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
(地域との連携等)

第36条 略

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(電磁的記録等)

第41条 訪問介護相当サービス事業者及び訪問介護相当サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条及び第18条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 訪問介護相当サービス事業者及び訪問介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第42条 略

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

